## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人牛島定において、同人名義の控訴趣意書と題する書面中第一点二行目乃至三行目の「証拠法則に背反した違法あり又は」を削り、第二点乃至第四点及び第六点を撤回すると述べた外、同弁護人、弁護人新垣進、同石橋信各別名義の控訴趣意書と題する書面記載のとおりであつて、これに対し、左のとおり判断する。

弁護人新垣進の控訴の趣意第一点(法令適用の誤)について。

弁護人石橋信の控訴の趣意第二点(法令適用の誤)について。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 下村三郎 判事 高野重秋 判事 真野英一)